

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託
要求水準書（案）等に関する意見書・質問書

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書 （案）	4	第1	5	表3		浄化槽管理業務	事業譲渡会社は浄化槽法第48条に基づく都道府県知事への登録や浄化槽法第35条に基づく市長の許可の取得が必要でしょうか。	浄化槽管理業務を再委託し、委託先が知事登録や市の許可を受けていれば、事業譲渡会社には必要ありません。
2	要求水準書 （案）	5	第2	1	(1)		総括責任者の要件	「直接的な雇用関係」とは、事業譲渡会社との直接的な雇用関係または出向元の構成企業（構成員・担当企業）との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書 （案）	5	第2	1	(2)		総括責任者、副総括責任者及び業務責任者の配置	総括責任者、副総括責任者、各業務責任者は市からの退職派遣者が担うことも可能という理解でよろしいでしょうか。	各業務責任者は、市からの退職派遣者が担うことも可能とします。
4	要求水準書 （案）	5	第2	1	(2)		総括責任者、副総括責任者及び業務責任者の配置	総括責任者、副総括責任者、各業務責任者はガス事業に関する業務も兼務することが可能という理解でよろしいでしょうか。	本市のガス事業に限り、ガス事業に関する業務との兼務を可能とします。
5	要求水準書 （案）	5	第2	1	(3)		副総括責任者の要件	「副総括責任者が所管する業務の兼務は可」とありますが、副総括責任者が各業務責任者（例えば水道事業の管理業務の業務責任者）を兼務することも可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	要求水準書 （案）	5	第2	1	(3)		副総括責任者の要件	「直接的な雇用関係」とは、事業譲渡会社との直接的な雇用関係または出向元の構成企業（構成員・担当企業）との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書 （案）	5	第2	1	(4)		水道事業の管理業務の業務責任者の要件	「直接的な雇用関係」とは、事業譲渡会社との直接的な雇用関係または出向元の構成企業（構成員・担当企業）との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
8	要求水準書 (案)	5	第2	1	(5)		下水道事業及び浄化槽事業の管理業務の業務責任者の配置の要件	「当該業務を再委託する場合、再委託先の企業に（中略）業務責任者を配置させること」とありますが、再委託する場合は事業譲渡会社には本業務責任者の配置は不要（当該業務を所管する副総括責任者の配置で足りる）という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書 (案)	5	第2	1	(5)		下水道事業及び浄化槽事業の管理業務の業務責任者の配置の要件	ある企業に、浄化槽事業の維持管理業務のみを再委託する場合、再委託先に配置する業務責任者に必要な要件は「501人槽以上の浮遊生物法の浄化槽施設での維持管理に関する技術上の実務に5年以上従事した経験」のみという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
10	要求水準書 (案)	6	第2	1	(6)		料金徴収・窓口関係業務の業務責任者の要件	「料金徴収・窓口関係業務の実務経験を3年以上有し、かつ、責任ある立場（責任者、副総括責任者、主任など）で従業員を指揮監督した経験を有する者」とありますが、上下水道事業に関する上記経験に限らず、ガス事業等における経験でも足りるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	要求水準書 (案)	6	第2	1	(6)		料金徴収・窓口関係業務の業務責任者の要件	「直接的な雇用関係」とは、事業譲渡会社との直接的な雇用関係または出向元の構成企業（構成員・担当企業）との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。また、本業務を再委託し業務責任者を再委託先の企業に配置する場合は、再委託先との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水準書 (案)	6	第2	1	(7)		水道事業改築業務及び水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件	「当該業務をグループ企業が実施する場合」とは、「アセットマネジメント計画（案）策定業務」「改築設計業務」「水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務」をグループ企業へ再委託する場合、という理解でよろしいでしょうか。その場合、本業務責任者は、再委託先のグループ企業にて配置するのみで足りるという理解でよろしいでしょうか。	(7)の業務責任者の要件は、次のように見直しを行います。 水道事業の改築業務及び各種調査計画策定業務の業務責任者には以下のものを配置すること。 ・糸魚川市水道条例第12条の3に定める布設工事監督者の資格を有する者 ・直接的な雇用関係にある専任の者 また、水道事業の改築設計業務及び各種調査計画策定業務を再委託する場合、技術士（上下水道－水道）の資格を有する管理技術者、照査技術者を配置することとします。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
13	要求水準書 (案)	6	第2	1	(7)		水道事業改築業務及び水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件	「直接的な雇用関係」とは、事業譲渡会社との直接的な雇用関係または出向元の構成企業（構成員・担当企業）との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。また、本業務を再委託し業務責任者を再委託先の企業に配置する場合は、再委託先との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書 (案)	6	第2	1	(7)		水道事業改築業務及び水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件	水道事業の改築業務にあたる業務責任者要件として、グループ企業が実施する場合はグループ企業に「直接的な雇用関係にある専任の者」を管理技術者・照査技術者として配置する」とありますが、ここでの「専任」はどのような定義でしょうか。	No.12の回答で示すとおり、(7)の業務責任者の要件は見直しを行います。
15	要求水準書 (案)	6	第2	1	(8)		下水道事業の処理場施設等・管路施設の改築業務及び下水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件	「当該業務を再委託する場合」とは、「処理場施設等のストックマネジメント計画（案）策定業務」「処理場施設等の改築設計業務」「汚水管路施設等のストックマネジメント計画（案）策定業務」「汚水管路施設等の改築設計業務」「下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画認可変更業務」「下水道総合地震対策計画策定業務」「下水道経営戦略見直し支援業務」をグループ企業へ再委託する場合、という理解でよろしいでしょうか。その場合、本業務責任者は、再委託先のグループ企業にて配置するのみで足りるという理解でよろしいでしょうか。	(8)の業務責任者の要件は、次のように見直しを行います。 下水道事業の改築業務及び各種調査計画策定業務の業務責任者には以下のものを配置すること。 ・下水道法施行令第15条で定める処理施設又はポンプ施設に係る実施設計又は工事の監督管理を行わせることができる者 ・直接的な雇用関係にある専任の者 また、下水道事業の改築設計業務及び各種調査計画策定業務を再委託する場合、技術士（上下水道一下水道）の資格を有する管理技術者、照査技術者を配置することとします。
16	要求水準書 (案)	6	第2	1	(8)		下水道事業の処理場施設等・管路施設の改築業務及び下水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件	「直接的な雇用関係」とは、事業譲渡会社との直接的な雇用関係または出向元の構成企業（構成員・担当企業）との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。また、本業務を再委託し業務責任者を再委託先の企業に配置する場合は、再委託先との直接的な雇用関係という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
17	要求水準書 (案)	6	第2	1	(8)		下水道事業の処理場施設等・管路施設の改築業務及び下水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件	下水道事業の改築業務にあたる業務責任者要件として、再委託時には再委託企業に「直接的な雇用関係にある専任の者」を管理技術者・照査技術者として配置する」とありますが、ここでの「専任」はどのような定義でしょうか。	No.15の回答で示すとおり、(8)の業務責任者の要件は見直しを行います。
18	要求水準書 (案)	6	第2	1	(7) (8)		水道事業改築業務及び水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件 及び 下水道事業の処理場施設等・管路施設の改築業務及び下水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件	「水道事業改築業務及び水道事業各種調査計画策定業務」と「下水道事業の処理場施設等・管路施設の改築業務」及び「下水道事業各種調査計画策定業務」を新会社から同一のグループ企業に再委託する場合、「水道事業改築業務及び水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者」と「下水道事業の処理場施設等・管路施設の改築業務及び下水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者」はいずれの要件も満たす同一人物が担う（兼務する）ことも可能という理解でよろしいでしょうか。	No.12, No.15の回答で示すとおり、(7)と(8)の業務責任者の要件は見直しを行います。(7)と(8)の兼務については、いずれの要件も満たすことを条件に可能とします。
19	要求水準書 (案)	7	第2	1	(10)		有資格者の配置	業務を再委託する場合、再委託先に当該業務に関連する資格の保有者がいれば足りるという理解でよろしいでしょうか。例えば、浄化槽業務を再委託する場合、再委託先に浄化槽管理士・浄化槽技術管理者がいれば良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書 (案)	7	第2	1	(10)		有資格者の配置	「電気主任技術者」については事業譲渡会社が直接確保するのではなく、自家用電気工作物の保安業務を必要な資格者を擁する電気保安協会等に委託することも可という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
21	要求水準書 (案)	9	第2	2	(1)		表4 各業務の実施方法	【意見】各業務の実施方法について細かく制限することは、民間事業者の事業運営ノウハウを十分発揮することを妨げることになると考えます。実施方法についての制限は最低限にさせていただきたく存じます。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
22	要求水準書 (案)	9	第2	2	(1)		表4 各業務の実施方法	水道施設のアセットマネジメント計画(案)策定業務・改築設計業務、処理場施設等のストックマネジメント計画修繕改築計画(案)策定業務・改築設計業務、汚水管路施設等のストックマネジメント計画点検調査計画(案)策定業務・ストックマネジメント計画修繕改築計画(案)策定業務・改築設計業務に関して、事業譲渡会社あるいは事業譲渡会社から再委託を受けるグループ企業から、業務の一部をグループ企業以外の企業に委託することは可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書 (案)	9	第2	2	(1)		表4 各業務の実施方法	事業開始後、各業務の再委託先に、選定されなかったグループに所属していた企業を選定することも可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書 (案)	10	第2	2	(3)		再委託先の選定方法	【意見】プロポーザル時には再委託業務についても含めて価格提案を実施するため、プロポーザル時点で競争性は働くものと考えますので、再委託先の選定については民間事業者の裁量としていただくことを希望します。地域経済の活性化のために地元企業への発注がマストとお考えの業務等がある場合には、公募時点あるいはその前の段階で、具体的に条件として明確にお示しいただくことを希望します。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
25	要求水準書 (案)	30	第4	1	(3)	②	改築業務に関する責務	「事業者は改築工事を協力企業に再委託する場合、本事業で実施される改築工事が公共調達として行われるものであるとの認識に基づき、公平性・競争性のある入札等の方法により、その協力企業を定めるものとする。」とありますが、これは改築工事の元請業者の選定に関するもので、設計・計画業務の再委託先の選定についてはこの限りでないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
26	要求水準書 (案)	32	第4	2	(1)	②	水道施設技術マネジメント業務	「水道施設の改築設計業務の成果に基づき「別紙7 改築工事の積算方法」に従い積算を行うこと」とありますが、本業務は事業譲渡会社から計画・設計業務を担うグループ企業に再委託することが可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書 (案)	32	第4	2	(2)	②	下水道施設技術マネジメント業務	「下水道施設の改築設計業務の成果に基づき「別紙7 改築工事の積算方法」に従い積算を行うこと」とありますが、本業務は事業譲渡会社から計画・設計業務を担うグループ企業に再委託することが可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書 (案)	35	第4	3	(1)		4)ユーティリティ管理	【意見】ユーティリティ費用については、単価の変動は市のリスク（物価スライドとして精算）、使用量（原単位）の変動は民間事業者のリスクとしていただくことが合理的と考えます。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
29	要求水準書 (案)	35	第4	3	(1)		2)小規模修繕	【意見】既設設備のリスクについては、適切な保守点検を実施したとしても民間事業者でコントロールすることが困難なため、精算対象としていただくことが妥当であると考えます。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
30	要求水準書 (案)	39	第4	3	(2)		3)基準とする修繕・改築計画	「アセットマネジメント計画（案）策定業務は、「別紙27 基準とする修繕・改築計画」を基準として作成すること」及び「事業期間中の修繕・改築事業費の上限は、●円（税抜き）とする。」とありますが、業務ボリュームを把握するためにいずれも早期にご提示いただくことを希望します。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
31	要求水準書 (案)	40	第4	3	(2)		3)基準とする修繕・改築計画	「事業期間中の修繕・改築事業費の上限は、●円（税抜き）」とありますが、この中に計画・設計業務の費用は含まれるのでしょうか。	積算方法によりませんが、設計、積算、工事監理、工事費の費用を計上します。
32	要求水準書 (案)	40	第4	3	(2)	②	改築設計業務	「1）事業者は、市が示した改築対象施設に関する改築設計を実施すること」及び「2）具体的な実施年度、及び対象施設は、改築設計業務実施の前年度に市と事業者の協議により決定する」とありますが、本業務にかかる対価はいつどのように決定されるのでしょうか。	本事業の事業者選定時に「別紙27 基準とする修繕・改築計画」の内容、及び事業期間中の修繕・改築事業費の上限等を参照の上、10年間の改築設計業務の費用を見込んでいただく形式を想定しています。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
33	要求水準書 (案)	40	第4	3	(2)	②	改築設計業務	「市が示した改築対象施設に関する改築設計」は、契約期間中一定平準化されると考えてよろしいでしょうか。また、その判断は貴市によるものか、事業譲渡会社の裁量によるものかいずれでしょうか。	事業期間中の改築工事は、平準化した上での実施を想定しています。毎年度の改築工事業務の対象施設は、事業者提案をベースとして、市との協議により決定します。
34	要求水準書 (案)	40	第4	3	(2)	②	改築設計業務	「2) 具体的な実施年度、及び対象施設は、改築設計業務実施の前年度に市と事業者の協議により決定する」とありますが、その際の市と事業者の協議は、「アセットマネジメント修繕・改築計画(案)」を元に行い、基本的にこれに基づく形で改築が実施されると考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、事業実施状況等を勘案し、対象施設の変更も想定しています。
35	要求水準書 (案)	40	第4	3	(2)	③	改築工事業務	4/28公表の実施方針に対する意見書・質問書への回答(No.16,17)より、改築工事業務の事業費についてはプロポーザル時点で価格提案は求められず、事業開始後に協議の上実施することとなった工事の内容に応じて追加発注となるという理解ですが、貴市から事業譲渡会社へ支払われる事業費は、事業譲渡会社がマネジメント業務(P.32)で行った積算金額となるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書 (案)	40	第4	3	(2)	③	改築工事業務	4/28公表の実施方針に対する意見書・質問書への回答(No.16,17)より、改築工事業務の事業費についてはプロポーザル時点で価格提案は求められないということですが、改築工事業務に付随するマネジメント業務(P.32 積算や工事監理)の費用についてはプロポーザル時点で価格提案する必要があるという理解でよろしいでしょうか？またその業務ボリュームについては、①3)の「別紙27 基準とする修繕・改築計画」及び「事業期間中の修繕・改築事業費の上限は、●円(税抜き)」を前提として見込むことでよろしいでしょうか。	前半部分はお見込みのとおりです。後半部分については、要求水準書に規定するマネジメント業務の内容、「別紙27 基準とする修繕・改築計画」の内容、及び事業期間中の修繕・改築事業費の上限等を参照の上、費用を見込んでいただく形式を想定しています。
37	要求水準書 (案)	43	第4	4	(1)	①	4) ユーティリティ管理	【意見】ユーティリティ費用については、単価の変動は市のリスク(物価スライドとして精算)、使用量(原単位)の変動は民間事業者のリスクとしていただくことが合理的と考えます。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
38	要求水準書 (案)	44	第4	4	(1)	②	2)小規模修繕	【意見】既設設備のリスクについては、適切な保守点検を実施したとしても民間事業者でコントロールすることが困難なため、精算対象としていただくことが妥当であると考えます。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
39	要求水準書 (案)	48	第4	4	(2)	①	3)基準とする修繕・改築計画	【意見】「ストックマネジメント計画（案）策定業は、「別紙44 基準とする修繕・改築計画」を基準として作成すること」及び「事業期間中の修繕・改築事業費の上限は、●円（税抜き）とする。」とありますが、業務ボリュームを把握するためにいずれも早期にご提示いただくことを希望します。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
40	要求水準書 (案)	48	第4	4	(2)	②	改築設計業務	「1）事業者は、事業者が作成したストックマネジメント修繕・改築計画（案）に基づき市が策定したストックマネジメント修繕・改築計画に従い、改築設計業務を行う。」とありますが、本業務にかかる対価はいつどのように決定されるのでしょうか。	当該年度に実施する改築設計の対象施設をもとに、設計費用に掛かる積算を行い、事業者提案時の提案価格も踏まえ、対価を定める形式を想定しています。
41	要求水準書 (案)	48	第4	4	(2)	②	改築設計業務	本改築設計は、契約期間中一定平準化されると考えてよろしいでしょうか。また、その判断は貴市によるものか、事業譲渡会社の裁量によるものかいずれでしょうか。	別紙により基準を提示した上で、毎年度業務はアセットマネジメント計画及びストックマネジメント計画に基づき、市・事業者の協議により決定する形式を想定しています。
42	要求水準書 (案)	48	第4	4	(2)	③	改築工事業務	4/28公表の実施方針に対する意見書・質問書への回答（No.16,17）より、改築工事業務の事業費についてはプロポーザル時点で価格提案は求められず、事業開始後に協議の上実施することとなった工事の内容に応じて追加発注となるという理解ですが、貴市から事業譲渡会社へ支払われる事業費は、事業譲渡会社がマネジメント業務（P.32）で行った積算金額となるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
43	要求水準書 (案)	48	第4	4	(2)	③	改築工事業務	4/28公表の実施方針に対する意見書・質問書への回答 (No.16,17)より、改築工事業務の事業費については プロポーザル時点で価格提案は求められないというこ とですが、改築工事業務に付随するマネジメント業務 (P.32 積算や工事監理)の費用についてはプロポー ザル時点で価格提案する必要があるという理解でよろ しいでしょうか？またその業務ボリュームについては、 ①3)の「別紙44 基準とする修繕・改築計画」及び 「事業期間中の修繕・改築事業費の上限は、●円 (税抜き)」を前提として見込むことでよろしいで しょうか。	前半部分はお見込みのとおりです。 後半部分については、要求水準書に規定するマネジメ ント業務の内容、「別紙44 基準とする修繕・改築計 画」の内容、及び事業期間中の修繕・改築事業費の上 限等を参照の上、費用を見込んでいただく形式を想定 しています。
44	要求水準書 (案)	48	第4	4	(2)	③	改築工事業務	「事業期間中の修繕・改築事業費の上限は、●円(税 抜き)とする」とありますが、この中に計画・設計業 務の費用は含まれるのでしょうか？	マネジメント業務と改築工事業務で計上する想定で す。
45	要求水準書 (案)	49	第4	4	(3)	②	1) 実施箇所、 実施数量及び対 象施設	「既存のストックマネジメント点検・調査計画」をご 提示願います。	後日、閲覧資料として開示する予定です。
46	要求水準書 (案)	49	第4	4	(3)	②	1) 実施箇所、 実施数量及び対 象施設	「平成10(15)年度に市が策定したストックマネジメ ント点検・調査計画に基づく」とありますが、「令和 10(15)年度」の誤りでしょうか？またその場合、「令 和10(15)年度に市が策定したストックマネジメント 点検・調査計画」はプロポーザル時点では存在せず、 業務ボリュームが不明なため、令和11年度以降の計 画的維持管理業務については価格提案は求めないお考 えでしょうか？	前半部分についてはご指摘のとおりです。 計画的維持管理業務の価格提案は、令和9～10年度 の業務ボリュームから10年間の想定ボリュームを提示 し、提案を求めた上で、令和11年度以降の実績により 精算する形式を想定しています。
47	要求水準書 (案)	50	第4	4	(3)	②	5) 計画的点検 調査業務	P.9表4 各業務の実施方法において、污水管路施設等 管理業務は事業譲渡会社が直接実施することとなっ ていますが、污水管路の点検調査や清掃業務について は専門性の高い業務であるため、事業譲渡会社から外 注することが可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
48	要求水準書 (案)	51	第4	4	(3)	②	7) 小規模修繕	【意見】既設管路のリスクについては、適切な保守点検を実施したとしても民間事業者でコントロールすることが困難なため、精算対象としていただくことが妥当であると考えます。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
49	要求水準書 (案)	53	第4	4	(4)	②	改築設計業務	「1) 事業者は、事業者が作成したストックマネジメント修繕・改築計画(案)に基づき市が策定したストックマネジメント修繕・改築計画に従い、改築設計業務を行う。」とありますが、本業務にかかる対価はいつどのように決定されるのでしょうか。	当該年度に実施する改築設計の対象施設を基に、設計費用に掛かる積算を行い、事業者提案時の提案価格も踏まえ、対価を定める形式を想定しています。
50	要求水準書 (案)	53	第4	4	(4)	②	改築設計業務	「具体的な実施年度、及び対象施設は、改築設計業務実施の前年度に市と事業者の協議により決定する」とありますが、その際の市と事業者の協議は、「ストックマネジメント修繕・改築計画(案)」を元に行い、基本的にこれに基づく形で改築が実施されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書 (案)	58	第4	6	(1)		窓口営業時間	窓口業務は上下水道・ガスと一体化していますが、譲渡後もガスについても要求水準を満たす必要があるでしょうか。	ガスについての具体的な対応については、提案及び事業方針によるものと理解していますが、令和7年2月19日公表の実施方針に記載のとおり、お客様に対する現状の利便性を更に向上させることを要請事項として提示する予定です。
52	要求水準書 (案)	58	第4	6	(1)		窓口営業時間	給水停止解除にかかる対応とありますが、それに伴う料金収納は受けるということでしょうか。それとも料金収納窓口は原則通りの営業時間でしょうか。	給水停止解除対応時の料金収納を可能とする形式を想定しています。
53	要求水準書 (案)	58	第4	6	(1)		窓口営業時間	貴市では、ガスの供給停止の実施日での供給停止解除の対応時間も水道と同様に午後8時までの対応でしょうか。	市では、ガスも水道と同様に午後8時までに対応しています。
54	要求水準書 (案)	70	第4	10			任意事業	任意事業の実施に関しては、事業者にて内容の検討、計画の立案、事業性の評価を行い、最終的に実施するかどうかは事業者の判断という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答
55	要求水準書 (案)						別紙	【要望】別紙1～63、別図1～3について、早い段階でご提示いただくことを希望します。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。
56	株主間 協定書	3	第7 ・ 12				取締役	市の取締役派遣は削除していただくようお願いします。取締役の責務は官民共同出資会社の企業価値の向上、株主利益の極大化等と考えています。そのために、ガス事業、上下水道受託事業にて適正利潤確保を図らんとした場合、市と民間株主との間に利益相反が生じます。第12条にて「指名する・・・取締役をして、・・・必要な行為を行わせる」と規定されていることから、利益相反がある立場の取締役によって、企業価値向上、株主利益の極大に向けた取組、円滑な経営が阻害されることを懸念しております	想定する官民共同出資会社においては、事業効率性と公共性の両面を取り入れた制度設計を想定しています。また、取締役の責任についても、営利の追及だけではなく、企業として果たすべき社会的責任を果たすことも重要であると考えています。そのため、その調整は円滑な経営を阻害するものではなく、本質的にあるべき調整事項と認識しています。以上を踏まえたうえで、検討を進めていきたいと考えています。
57	株主間 協定書	5	第11		1	(15)	事前承諾及び通知事項	「経営に関する重要事項」という広範囲に解釈しうる規定のため、削除していただくようお願いします。市の事前承諾を要する事項については、限定列举していただきますよう、お願いします	該当箇所については「前各号の他」としているとおおり、前号までに規定する事項と同等の重要事項に限った規定であり、限定性を欠くものではないものと考えています。
58	株主間 協定書	7	第17				配当方針	配当金額が市の判断によって変わるのであれば、将来の配当が予見できず、本件投資判断が困難となります。配当方針に関する市の事前承諾については削除していただくようお願いします	ご意見を踏まえて、該当箇所を修正します。
59	貸与資料						職員派遣計画及びガス水道局職員配置計画 (案)	【要望】「派遣者数のうち会計別の内訳は、募集要項公表時に資料提供します。」とのことですが、派遣される職員の方のより詳しい業務経験やスキルについて、早い段階でお示しいただくことを希望します。	ご意見を踏まえて検討を進める想定です。また、募集要項等公表時において、民間事業者からの職員派遣に関する具体的な要望等をお聞きする機会を検討しています。
60	実施方針に関する意見書・質問書	3	No. 34				市による取締役指名	市による取締役派遣の目的として、市の「経営に関する情報や意思決定プロセスへの関与など、事後の報告だけではない情報・判断への関与」をあげられておりますが、これらの目的は、取締役を派遣せずとも、株主間協定第11条にて実現しようと考えています。	No. 56の回答で示した内容を踏まえたうえで、検討を進めていきたいと考えています。